

## 地区計画取り扱い

建築指導課決裁

平成23年7月14日

平成26年3月14日 改正

### 地区計画区域内における外壁のないカーポートの壁面後退の取り扱いについて

壁面の位置の制限を受ける区域において、外壁のない柱と屋根で構成されるカーポートの柱が、敷地境界線からの後退距離に満たない位置にある場合の緩和は、以下のとおり扱います。

- ①はね出しの庇等の部分は、制限の対象とならない・・・ 図1
- ② $a+b+a \leq 3m$ ・・・ 図2 赤太線の長さ
- ③軒高2.3m以下で後退していない部分の床面積の合計が $5\text{m}^2$ 以内  
(床面積の算出方法は、図2の $a \times b$ とします。)

#### 【注意】

中根・金田台地区及び上河原崎・中西地区の「緑景観住宅地区」、研究教育施設第一から第十二地区、稲岡地区など上記②③の緩和が適用されない地区があります。詳細は、お問い合わせください。

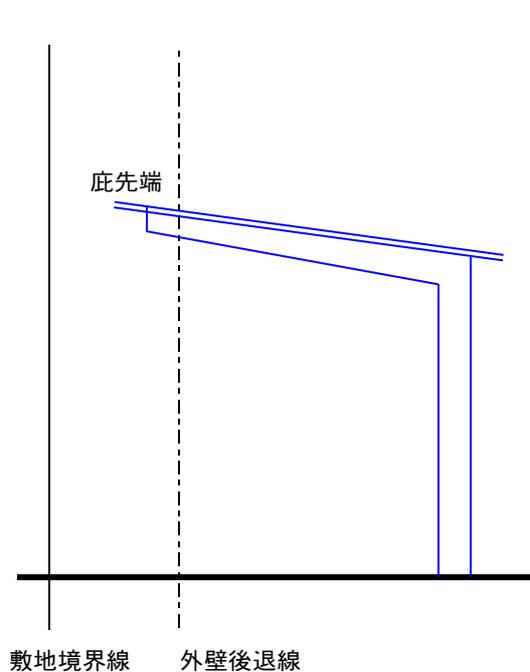


図1 制限の対象とならないケース

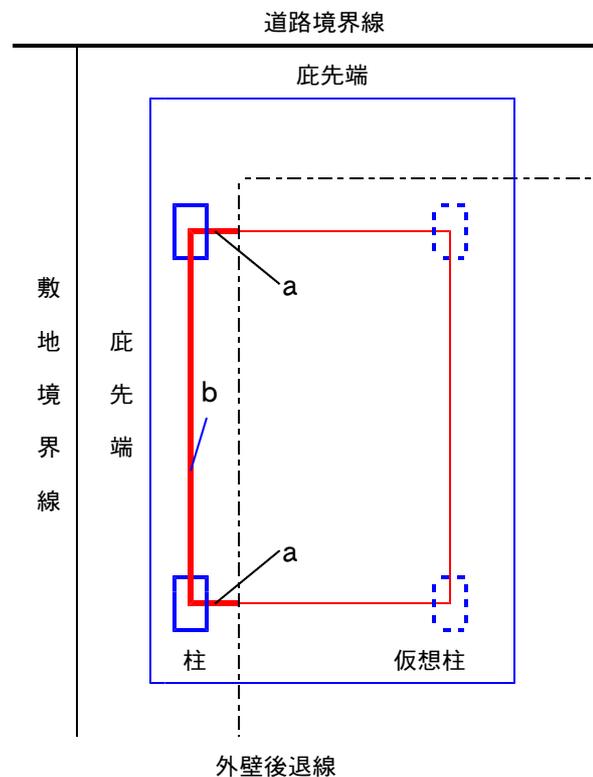


図2 外壁等の長さの取り方・床面積の取り方